様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年04月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃ　せんと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社 セント  （ふりがな） さかしたとしゆき  （法人の場合）代表者の氏名 坂下利幸  住所　〒981-0902  宮城県仙台市青葉区北根4丁目2番20号  法人番号　1370001008806  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX宣言・情報セキュリティ基本方針  DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1) | | 公表日 | 2022年　　12月　　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法: 株式会社セント公式ホームページに掲載  公表場所: DX宣言・情報セキュリティ基本方針 → DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1)  URL: <https://www.sento.co.jp/dx>  見出し：DX推進に向けたビジョン | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の社会への影響  AI、IoT、5G、カーボンニュートラルと社会がさらに大きく変化し複雑さや不透明さを増す中で、デジタル技術を用いて自らのビジネスモデルを革新し続け、事業の安定と持続的な成長と付加価値向上を実現させ、競争優位性を高めていくことが求められます。  経営ビジョン（DXビジョン）  当社は多様化するＩＴの新しい価値を創造し、お客様のビジネスを成長させ地域の発展に貢献して参りました。 「創造力とCS（顧客満足）」で東北を代表するITソリューション企業を目指し、地域社会やお客様に一歩先んじてあるべき「未来像」を提示しいく必要があると考えます。 企業が競争上の優位性を確立するには、常に変化する顧客・社会の課題をとらえ、素早く変革し続ける能力を身に付けること、その中ではITCシステムのみならず企業文化(固定観念)を変革することが重要となります。 人材不足やモノ不足といった社会課題、生産性向上や人材育成といった経営課題、これらの解決に向けてIT・デジタルを活用してお客様とDXを一体的に推進する共創的パートナーを目指します。  ビジネスモデルの方向性  ＜自社のDX推進＞  当社はインサイトセールスの実践、営業プロセスの定着を目指し、CRMやSFA、グループウェアのデータを活用・分析し、営業活動の可視化と効率化を図り、自らデータ活用を前提とした社内DXを推進します。  ＜お客様へのDX推進提案＞  宮城県仙台市を中心にお客様のDXを推進すべく、“もっと身近にDXを”というコンセプトを掲げ、お客様の社会課題解決・経営課題解決に向けて、IT・デジタルを活用してご支援するDXベンダーとして活動して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は取締役会で承認されたものであり、企業全体の方針として経営層の意思決定に基づいて策定されています。これにより、会社のDX戦略の一環として、情報技術の導入と運用改善が明確に方向づけられています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX宣言・情報セキュリティ基本方針  DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1) | | 公表日 | 2022年　　12月　　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法: 株式会社セント公式ホームページに掲載  公表場所: DX宣言・情報セキュリティ基本方針 → DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1) → DX戦略  URL: <https://www.sento.co.jp/dx>  見出し：DX戦略 | | 記載内容抜粋 | DX戦略   1. グループ会社が開発したCRMを活用し、顧客情報を一元管理し、蓄積した情報をもとに、より効率的な営業活動へ活かします。 2. SFAによる営業活動の可視化と効率化向上を図ります。CRMとSFAのデータ連携を行い、ハイブリットで顧客データ活用を行います。 3. ビジネスチャットツール/グループウェアを活用し、社内間での事例共有やリアルタイムでの情報共有を行います。 4. 社内の業務プロセスの見直しを適時行い、自社内でデジタル技術を積極的に利用する事でノウハウを蓄積し、お客様の競争優位性向上に活用しビジネスの拡大を目指します。   ※当社が目指すデータドリブン営業は、データを活用することで実現するものとなります。 弊社グループ会社独自開発のCRMを活用し、「リアルタイムな情報把握」「データに基づいた営業活動」を実現することで新しいビジネスニーズに対応した価値創出につなげます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記のDX戦略は取締役会で承認され、全社的に実行されることが決定されています。これにより、経営陣の主導のもと、情報処理技術を活用した戦略が効果的に推進され、企業全体の成長に寄与する方針が明確になっています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX宣言・情報セキュリティ基本方針 → DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1) →DX推進体制  URL: <https://www.sento.co.jp/dx>  見出し：DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 戦略推進における推進体制の強化  弊社の営業支援を担当するソリューション推進課から独立する形でDX推進を担う「DX戦略推進ユニット」を新たに設立致しました。 また、営業部門においてもデータ活用を専門とする「データ戦略室」を新設し、チームセリングなデータドリブン営業を加速させて参ります。 新設部門は、弊社執行役員を筆頭とした組織でありその活動は取締役会への提案を行い、当社代表取締役社長の主導で推進されております。  戦略推進における人材育成  弊社では、DX戦略における人材育成として下記の3つの柱を掲げております。   * 高度なDX知識の向上   + DX事例の共有・公開による営業知識の向上   + 定期的な勉強会の開催 (自社主催・ベンダー主催セミナーへの積極的参加) * DX関連技術の向上   + クラウドコンピューティング事業への展開   + 社内外でのワークフローの見直し及びRPAの導入と展開 * 各種検定試験・資格試験の受験及び合格   + DX検定並びに情報セキュリティマネジメント試験ついて、取得・認定についての目標を設定し、達成を目指して参ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX宣言・情報セキュリティ基本方針 → DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1) →DX戦略実現に向けた環境整備  URL: <https://www.sento.co.jp/dx>  見出し：DX戦略実現に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | DX戦略実現に向けた環境整備  当社はビジネスチャットツール/グループウェア等、SFA、名刺管理等の社内間での事例共有やリアルタイムでの情報共有を行うためのICTインフラと社内規程を整備しております。 働き方改革における業務適正に合わせたテレワークを導入し、ステークフォルダーを含む各種業務のペーパーレス化を推進しております。  社内の業務プロセスの見直しを適時行い、社会情勢や法改正、BCP、情報セキュリティを考慮しITCインフラの投資予算を配分しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX宣言・情報セキュリティ基本方針  DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1) | | 公表日 | 2022年　　12月　　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法: 株式会社セント公式ホームページに掲載  公開場所：DX宣言・情報セキュリティ基本方針 → DX推進に向けた取り組みについて(Ver.1) →DX戦略の達成指標  URL: <https://www.sento.co.jp/dx>  見出し：DX戦略の達成指標 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成指標  当社はDX戦略の達成指標として以下を掲げ、定期的に進捗確認を行っております。  システム強化   * 仮想ネットワーク構築(クラウド技術の活用)   ペーパーレス・電子化の推進   * ノンコードツールの導入による脱エクセル化への取組み（2023年1月～） * ペーパーレス化に関するセミナーの開催（FAXセミナー・グループウエア活用セミナー）   人材育成・教育   * 営業部門のDX知識向上（社内勉強会、DX検定） * 社外ホームページへのDX事例掲載   DX関連売上比率   * 2025年度までに30％   （補足）  各指標は定量的な数値によって評価され、定期的に見直しを行い、戦略の推進に役立てています。また、これらの評価を基にフィードバックすることで、戦略の改善と調整を進行中のプロジェクトに反映させています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　03月　26日 | | 発信方法 | 公表方法: 株式会社セント公式ホームページに掲載  新着情報：https://www.sento.co.jp/archives/4440 | | 発信内容 | DX戦略の進捗についての成果報告書を株式会社セント公式ホームページの新着情報として、代表取締役名にて「システムの強化」「人材育成」「DX関連売上比率」を公開し、具体的な取り組み内容とそのアウトプットを説明しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　　01月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ イトより提出済みです。  当社では、実務執行総括責任者が定期的に情報処理システムのレビューを行い、改善の必要がある課題を特定しています。このレビューは、システムの効率化、データセキュリティの強化、ユーザーエクスペリエンスの向上を目的とし、部門横断的に実施されています。  課題の特定には、各部門によるDXに関する課題抽出し、各部門からのフィードバックとともに改善施策を立案、実行しています。また、その過程では、経営層から現場担当者までが参画するミーテングを開催し、幅広い視点からの意見を反映させることにより、システムの有効活用に向けた実践的な対策を講じています。  このアプローチにより、継続的なシステム改善とともに、組織全体のITリテラシー向上を促進し、社内外の変化に柔軟に対応するための基盤を強化しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2008年　2月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 当社代表取締役名で当社ウェブサイトにて当社の情報セキュリティ基本方針を公表し、情報セキュリティ基本方針に沿った運用にてリスク分析を行い、ITシステム環境の整備計画に基づきUTM、ログ監視、脱PPAP対策等を適時導入しております。SECURITY ACTION 制度に則り、SECURITY ACTION 二つ星宣言済みとなります。  また、2008年12月にPマークを取得し個人情報保護に努めております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。